道の駅ゆとりパークたまがわレストランスペース出店者募集要領

道の駅ゆとりパークたまがわは、山口県の北端、萩市の東部に位置し、東の玄関口として県内外よりたくさんの方にご利用いただいています。この道の駅で地元の食材を使用し、田万川の食の魅力を発信、新たな人の流れや賑わいを創出していただける出店者を募集します。

1. 公募案件

- (1) 場所 萩市大字下田万2849番地1
- (2) 面積 150.0㎡ (客席110㎡、厨房40㎡)
- (3) 平面図別添図面のとおり

2. 出店条件

(1) 営業開始日令和5年11月(予定)

(2) 営業日時

営業日は、原則として、道の駅ゆとりパークたまがわが開館している日とし、営業時間は、午前11時から午後7時までとします。

なお、営業日及び営業時間の変更については、事前に株式会社たまがわ と協議して決定するものとします。

(3)費用負担

- ①使用料:月額60,000円
- ②敷 金:使用料月額の3か月分
- ③施設に備え付けの機器備品等(別表1)以外の物品購入費、廃棄物処理費、事業に要した相応の光熱水費、通信費については出店者の負担とします。また、出店者の都合及び瑕疵により施設修繕及び備品設置等が必要な場合は、出店者の負担とし、株式会社たまがわとの事前協議を踏まえ承諾を得てから行うようにしてください。

(4) メニュー等

施設で提供するメニューは、萩市産農水産物等を中心とした生鮮食材及び加工品等を使用した料理を基本に考案するとともに、和・洋・中・伊・仏などのジャンルの別を問わないものとし、出店者の立案を重視します。提供価格については、適正価格で提供するよう努めてください。また、これまで道の駅ゆとりパークたまがわで販売してきたソフトクリーム(りんご・もも)の販売に努めることとします。レシピは提供しますが、アレンジや新しくメニューを開発されても結構です。材料のりんご・ももについ

ては、原則、地元産とします。

(5) 施設関連備品等

施設の運営に必要な什器等の設置及び持ち込みについては、出店者の負担と責任において行ってください。ただし、施設に備え付けの機器備品等 (別表1)については、無償貸与とします。

(6) その他費用

清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理に係る経費等、使用物件の維持管理に通常必要とされる経費及び施設の運営に係るすべての費用は出店者の負担とします。

(7) 営業許可等

施設における営業許可の申請、その他法令に定める諸官庁への申請・届 出等については、全て出店者の負担と責任において対処してください。

(8) 衛生管理等

出店者は、施設における衛生管理に十分注意を払うとともに、これらに おいて発生した食品衛生法上の問題については、全て出店者の負担と責任 において対処してください。

(9) 法令等の遵守

施設の設置・運営に当たっては、食品衛生法、使用許可条件、関係法令 及び市の関係規定等に定める事項を遵守してください。

(10) 使用許可期間

- ① 使用を許可する最初の期間は、令和6年3月31日までとします。なお、営業開始日前に行う施設の開設に伴う工事、設備の設置、開店準備等に要する期間及び施設の閉鎖に伴う設備の撤去等に要する期間は、使用許可期間に含むものとします。
- ②使用許可期間は、1年度を単位として毎年更新できるものとし、最初の使用許可期間を含め原則として3か年度(令和7年度)までとします。ただし、4年度目(令和8年度)以降も営業を希望する場合は、施設の利用状況、経営状況等を勘案の上、株式会社たまがわがその延長を決定するものとします。
- ③使用許可の更新をしようとするときは、使用を許可された期間満了の日の2か月前までに書面をもって申請するものとします。
- ④使用の継続を希望しない場合は、使用許可期間が満了する日の6か月前までに書面により意思表示するものとします。

(11) 使用にあたっての注意義務等

- ①施設・設備の管理
- (ア) 出店者は、使用許可物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければなりません。

- (イ) (ア) の規定による維持管理のため通常必要とする修繕費その他の経費は、出店者の負担とします。
- (ウ) 出店者は、使用許可期間中、使用許可物件を指定する用途以外に供することはできません。
- (エ) 出店者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡し、 転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等をする ことはできません。
- (オ)出店者は、使用許可物件について、修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画書を変更しようとするときは、事前に書面により株式会社たまがわの承認を受けなければいけません。
 - ②廃棄物の処理等

施設で発生する全ての廃棄物の処理は、出店者の負担により処分するものとします。

③施設内の清掃

出店者は、使用の許可を受けた部分の清掃を自ら行ってください。

④閉店後の防犯対策

出店者は、使用の許可を受けた部分の閉店後の防犯対策を自らの負担 と責任で講じてください。また、売上金等の管理については、株式会 社たまがわでは一切責任を負いません。

⑤使用許可の取消し又は変更

株式会社たまがわは次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができます。この場合において、出店者に損害又は損失が生じても、株式会社たまがわは、その責めを負わないものとします。

- (ア) 萩市及び株式会社たまがわが使用許可物件を必要とするとき。
- (イ) 出店者に使用料の未納等があるとき。
- (ウ) 応募企画の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (エ) 食品衛生法第55条に規定する許可の取消し又は営業の禁止もし くは停止を受けたとき。

⑥原状回復

- (ア) 出店者は、使用許可条件に違反した場合や市が公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とする場合において、使用許可が取り消されたときは、自己の費用で使用許可物件を原状に回復し、株式会社たまがわが指定する期日までに返還してください。なお、原状回復に際し、出店者は一切の補償を市に請求することはできません。
- (イ) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、株式会社たまがわは

出店者の負担においてこれを行うことができます。

⑦損害賠償

- (ア) 出店者は、その責めに帰すべき理由によって、使用許可物件の全部 又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による 損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりませ ん。ただし、使用許可物件を自己の費用で原状に回復した場合は、 この限りではありません。
- (イ) (ア) に掲げる場合のほか、出店者は、株式会社たまがわが定める 条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する 金額を損害賠償額として支払わなければなりません。
- (ウ) 出店者は、施設の使用にあたり、株式会社たまがわ又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- ⑧許可取消しに伴う損失の取扱い
- (ア) 使用許可を取り消した場合において、その取消しにより出店者に損害が生じた場合でも、市はその損失を補償しません。
- (イ) 使用許可が取り消された場合において、出店者が使用許可物件を改良し、有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還は行いません。

9 その他

- (ア) 店舗内は全て禁煙とし、店舗内に灰皿を設置することはできません。
- (イ)株式会社たまがわは、使用許可物件について随時に実地調査し、又 は必要な報告を求め、その維持及び使用に関し、指示することがあ ります。
- (ウ) 店名表示看板スタンド及びメニュースタンドの設置、食器及び制服 等への店名表示、チラシの配布等は、施設の業務を妨げない限り可 能とします。
- (エ) メニュー及びその料金については、株式会社たまがわとの申し合わ せ事項として遵守してください。
- (オ) 道の駅内におけるレストランスペース設置の趣旨を理解し、道の駅 「ゆとりパークたまがわ」との連携をとりながら積極的に協力、援 助してください。
- (カ) 常に経営努力し、自立した経営を行ってください。
- (キ) 道の駅の理念を理解して社員及び従業員の規律・マナーを徹底し、 利用者に喜ばれる施設としてサービス向上に努めてください。
- (ク) 道の駅の実施する設備関係の保守作業などに協力してください。

3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- ①食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく飲食店営業許可を取得できること。
- ※出店決定業者は保健所に道の駅ゆとりパークたまがわレストランスペースでの飲食店許可を申請のうえ、許可を受けること。
- ②公共施設内で経営を行うにふさわしい、信用、技術、能力等を有すると認められる法人又は個人であること。
- ③過去3年間に、食品衛生法に違反したとして行政処分を受けていないこと。
- ④国税及び地方税のいずれも滞納がないこと。
- ⑤萩市暴力団排除条例(平成23年萩市条例第21号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑥公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこ と。
- ⑦本要領を誠実に履行できること。

4. 応募の手続き

応募に当たっては、次の申込書類を提出してください。

なお、株式会社たまがわが必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めることがあります

- (1) 応募受付期間 令和5年4月3日(月)~5月1日(月)必着 ※営業日の午前8時30分から午後6時00分まで
- (2)提出書類(書類の提出は各1部で、提出された書類は返却しません。)
 - ①出店申込書(様式1)
 - ②企画提案書(様式2)
 - ③誓約書兼承諾書(様式3)
 - ④食品衛生法に基づく行政処分の有無に関する証明書(営業所の所在 地を所管する山口県環境保健所が発行、直近過去3年間分)
 - ⑤商業登記簿謄本(原本)※法人の場合
 - ⑥財務諸表等経営状態が分かる資料(直近過去3年間の貸借対照表、損益計算書等)※法人の場合
 - ⑦納税状況証明書 (滞納のない証明)
- (3) 提出先 萩市大字下田万2849番地1 株式会社たまがわ

- 5. 出店者の決定
- (1) 応募手続き(令和5年4月3日~5月1日)
- (2) ヒアリング→審査会 (令和5年5月中旬)
- (3) 出店者決定(令和5年5月下旬)

※審查方法

株式会社たまがわ取締役及び市関係部署職員から構成する審査会おいて、 提出書類及びヒアリング結果等を審査し、出店者を決定します。

審査結果については、文書にて通知します。

なお、審査内容、結果等への質問については一切受け付けないものとします。

6. 参考

道の駅年間利用者数(人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
180, 569	177, 341	186, 500

7. 担当 (募集要領の配付・問合せ・提出書類の受付等)

 \mp 7 5 8 - 8 5 5 5

萩市大字下田万2849番地1

道の駅「ゆとりパークたまがわ」内 株式会社たまがわ 原

TEL (08387) 2-1150

FAX (08387) 2-1011

メール eki-kami@festa.ocn.ne.jp